

# 長野県認定管理捕獲技術者育成事業実施要領

制定 平成31年4月24日 31森推鳥第23号

## 第1 趣旨

農林業被害や環境被害の低減のため、ニホンジカ（以下、シカという）の捕獲対策を推進してきたが、近年の高い捕獲圧等により警戒心の高いシカが増加するなど、捕獲数が伸び悩んでおり、効果的かつ持続的にシカの捕獲を進めるためには、県の管理捕獲事業による新たな捕獲技術の試行及び地域への普及や、これまで捕獲が進んでいなかった高標高地等での捕獲に取り組む必要がある。

これらの状況を踏まえ、シカの行動パターンや分布域等の変化に対応した捕獲技術及び管理捕獲を公共事業として受託できる能力並びに事業実施結果により得られた技術を地域へ普及できる能力（以下、管理捕獲技術等という）を持つ、「長野県認定管理捕獲技術者」を育成し、県が実施する管理捕獲事業における主要な技術者等として活用することで、効率的かつ持続的なシカの捕獲を推進し、農林業、環境被害の防止を図る。

## 第2 実施主体

実施主体は県とする。

## 第3 育成対象者の公募・選定

### （1）育成対象者の公募

別に定める要件を満たす者から公募する。

長野県認定管理捕獲技術者育成事業への参加を希望する者は、長野県認定管理捕獲技術者育成事業申込書（別記様式第1号）を作成し、必要書類と併せ林務部長へ提出するものとする。

### （2）育成対象者の選定

応募者の中から、書類選考及び外部委員による面接により選定する。

なお、1年あたり選定する者の上限は5名とする。

## 第4 事業内容等

県は第3で選定した育成対象者に対し、管理捕獲技術の向上を図るための以下事業を実施する。

### （1）講習の受講支援

別に定める県が指定する講習の受講に必要な経費について補助金を交付する。

### （2）講習の実施

管理捕獲に必要な知識についての講習を実施する。

## 第5 長野県管理捕獲事業検討会議の開催

県は、長野県認定管理捕獲技術者育成事業の実施状況及び実施する管理捕獲事業の内容等を検討するため、長野県管理捕獲事業検討委員会（以下、委員会という）を開催する。

### （1）会議の構成員

会議の構成員は、次に掲げる者の中から林務部長が選任する。

- ア 高度な捕獲技術を持つ捕獲事業者
- イ シカの管理手法に係る有識者
- ウ 県内のシカを含む哺乳類に係る有識者
- エ 野生鳥獣の生態及び被害防除に係る研究機関
- オ その他管理捕獲事業に関することで林務部長が必要と認める者

### （2）会議の開催

会議は林務部長が開催し、次に掲げる事項について意見の聴取を行うものとする。

- ア 長野県認定管理捕獲技術者の認定及び認定の更新について
- イ 管理捕獲事業全般について
- ウ その他管理捕獲事業について林務部長が必要と認めること

### （3）参考人

第5の（2）の会議において、幅広い意見等を徴することが必要と認めるときは、委員以外の者を参考人として招致し、意見を聴くことができる。

なお、参考人は林務部長が決定し、招致する。

## 第6 長野県認定管理捕獲技術者の認定

県が指定及び実施する講習をすべて受講するとともに、検定等に合格した育成対象者のうち、第5の（2）の会議において、管理捕獲技術等が一定の水準に達していると認められた者を、長野県認定管理捕獲技術者として認定する。

なお、認定の期間は2年とする。

## 第7 認定の更新

長野県認定管理捕獲技術者の事業実績、訓練実績等を第5の（2）の会議において確認し、管理捕獲技術者としての技術及び知識が維持、または向上していると認められた場合においては認定を更新することとする。

但し、県が長野県認定管理捕獲技術者育成事業実施要領を廃止した場合は更新をしないこととする。

## 第8 認定の取消

県は以下の場合について、長野県認定管理捕獲技術者の認定を取り消すことができる。

- （1）長野県認定管理捕獲技術者本人が鳥獣の捕獲活動（狩猟を含む）時に重大な事故、違反を起こした場合。

(2) 長野県認定管理捕獲技術者が主要な技術者等として参加した管理捕獲事業において、  
重大な事故、違反が発生した場合。

(3) その他、林務部長が必要と認める場合。

第9 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して、必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、平成31年4月24日から施行する。